

[事案 2020-89] 新契約無効請求

・令和2年12月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約の無効および既払込保険料と解約返戻金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に募集代理店を介して契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時に、家族の同席がなく2回の訪問で契約がなされているが、募集人は同居の長女と同席のスケジュール調整をすべきだった。
- (2) 募集人は、提案書のみで本契約の説明を行っているが、ライフプランシートを示して、保険会社との間で複数締結していた契約の全体像を示すべきだった。
- (3) 募集人から「貯金だと思ってやればいいじゃないですか。」と勧められたため、保険というより貯金と思って契約した。
- (4) 募集人から3つくらいの保険を1つにまとめると説明されたが、まとめられておらず、契約数が増えている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に家族の同席を求めたが、家族の都合がつかなかったため同席ができなかった。
- (2) 申立人は、告知書や意向確認書に自ら記載しており、貯金と誤認したとの主張は認められない。
- (3) 募集人は申立人が主張するような説明は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。